

保育所等利用に係る確認書及び同意書

重 要

※以下の項目を確認のうえ、□の記入と署名欄にご署名をお願いいたします。

1	ご提出いただいた書類は返却できません。申込書等の控えが必要な場合、事前にコピーしてください。	<input type="checkbox"/>
2	誇大・虚偽等により申込内容が事実と異なる場合、利用申込や入所内定・決定を取消すことがあります。必ず入所日時点の内容でお申し込みください。	<input type="checkbox"/>
3	申込時の就労状況(勤務先、就労日数、勤務時間等)が保育所等入所後も継続するものとして利用調整をするため、申込後に就労内容等に変更が生じた場合、速やかに必要書類を提出してください。	<input type="checkbox"/>
4	利用申込書は、年度末まで有効です。申込後、入所の意思がなくなった場合は、申込の取下げをする月の申込締切日までに「給付認定申請及び保育所等利用申込取下届」を提出してください。	<input type="checkbox"/>
5	小規模保育施設に入所し、2歳児クラス終了後も引き続き他の施設での保育を希望される場合は、新規入所の申込が必要になります。その場合、利用調整において加点を設けていますが、利用調整の結果、入所保留となることがあります。	<input type="checkbox"/>
6	利用者負担額(以下、保育料)は、実際の出席日数にかかわらず、1か月分の保育料を徴収します。なお、月途中で入退所した場合は、日割り計算を行います。	<input type="checkbox"/>
7	入院や帰郷、旅行等で1週間以上お子さまを欠席させる場合は、入所中の保育所等または保育課へ「長期欠席届」の提出が必要になります。また、2か月を超えて欠席させる場合、退所となります。なお、長期欠席中も保育料が発生します。(やむを得ない理由があり、2か月を超える場合は事前に保育課へ相談してください。)	<input type="checkbox"/>
8	保育料は、世帯の市民税所得割額及び均等割額により算定するため、離婚後も児童と同居している場合や、単身赴任で別居中である等の場合は父母の税額を合算のうえ、保育料を算定します。また、ひとり親で祖父母等と同居の場合、同居している祖父母等の税額を合算し、保育料を算定することがあります。	<input type="checkbox"/>
9	保育料の滞納があった場合、法令に基づいて督促状を送付します。また、その後も支払い等が確認できない場合は、預貯金や給与、財産等の差し押さえなどの対象となることがあるほか、債権回収室への移管が実施されます。	<input type="checkbox"/>
10	入所後、退職されて求職活動を行う方は、退職日より3か月以内に就労を開始し、採用日以降に発行された就労証明書を提出してください。期日までに提出がなく就労開始の確認ができない場合、退所となります。	<input type="checkbox"/>
11	給付認定の変更時、変更を希望する月の前月末までに必要書類を添えて申請する必要があります。なお、採用日等以前に証明された就労証明書をご提出いただいた場合は、採用日等以降に証明された就労証明書を再度提出する必要があります。	<input type="checkbox"/>
12	入所後、下のお子様を妊娠し、産前・産後休暇や育児休業を取得する場合、産前・産後休暇または育児休業終了後に職場復帰することを条件に保育所等を利用することが可能です(最大入所可能期間有り)。 ※最大入所可能期間については、妊娠の届出後に送付される通知にてご確認ください。	<input type="checkbox"/>
13	ご提出いただいた書類について、必要に応じて、勤務先等へ問い合わせることがあります。	<input type="checkbox"/>

就労または就学を理由に利用申込をされる方(就労内定、育児休業(産後休暇)明けの方を含む)		
14	保育所等の入所審査は、提出いただいた就労証明書等を基準として審査しています。また、就労の場合、育児短時間勤務を取得予定もしくは取得中の場合は、短時間勤務の時間で利用調整をさせていただきます。内定で入所決定した方は、採用日以降に発行された就労証明書をご提出ください。	<input type="checkbox"/>
求職活動または内職を理由に利用申込をされる方		
15	求職活動で入所決定した方は、入所月より3か月以内に、採用日以降に発行された就労証明書の提出が必要です。期日までに提出がなく就労開始の確認ができない場合、退所となります。また、内職で入所決定した方は、求職活動と同様の入所条件となります。	<input type="checkbox"/>
育児休業中に上の子の利用申込をされる方		
16	育児休業中に上の子の妊娠が入所決定した場合、下の子の1歳の誕生日月の月末または、就労先で証明された育児休業期間のいずれか早い期間までとなります。ただし、下の子の保育所等の利用申込みをして保留となった場合のみ、下の子の2歳の誕生日月の月末まで(次年度に小学校就学を控えている児童は当該年度末まで)の利用が認められます。 期間後は復職していただくことによって、保育所等の継続利用が可能となります。	<input type="checkbox"/>
育児休業(産後休暇)明けの方		
17	育児休業取得中に保育所等の利用が決定した方は、原則として利用開始月内に職場復帰をしない場合、退所となります。例)4月入所ならば、4月1日～4月30日までに職場復帰。 復職後は、速やかに復帰日以降に発行された就労証明書をご提出ください。	<input type="checkbox"/>

【同意の署名】上記事項について確認、同意しました。

令和 年 月 日 保護者氏名

保護者氏名